

平成 17 年 6 月 4 日

「犯罪被害者等施策推進会議」平成 17 年 6 月 6 日

ヒアリング参考資料 < その 1 >

大阪教育大学附属池田小学校事件 遺族 酒井 肇・智恵

< 背景 >

大阪附属池田小事件では、犯罪被害者支援の充実に向けて先人らが努力した結果、実に数多くの画期的かつ効果的な犯罪被害者支援の施策が実施された。

< 目的 >

8 人の幼い児童が犠牲になった特別の事件だから、特別の支援がされたという事ではなく、我々が受けた支援を標準的かつ普遍的なものに押し上げたい。

< 本資料の提出意図 >

我々の事件でどんな犯罪被害者支援の施策が実施されたかを知って頂くと共にその前提となった状況や我々の思いを理解して頂ければ、具体的施策を検討される上で少しでも参考になると思い、本資料を作成～提出致します。

【犯罪被害者等基本法 第二章基本的施策に関して】

11 条 相談及び情報の提供

1 - < 大阪附属池田小事件における事実 >

- ・ 警察・検察より、刑事公判前の捜査段階または、起訴時での遺族への情報開示が行われた。

- < 我々が体験した状況 >

- ・ 事件直後、遺族に対しては、病院から「子供が亡くなった」という事実のみを伝えられ、警察や小学校からは「何が起きてどんな状況でどんな被害を受けたか」は伝えられず、唯一、報道により間接的に事件概要を知った。
- ・ 2001 年 7 月、大阪警察・検察より遺族に対して犯行状況の説明があった。
- ・ 2001 年 9 月、起訴された日に池田警察署にて、検察より遺族に対して起訴内容の説明を受け、事件の概要を正式に知った。

(具体例：事件当日、病院に駆けつけた際に娘の死亡時刻は、午後 12 時 32 分となっていたが、起訴状においては、搬送中の救急車の中で午前 11 時〇〇分に死亡したとなっており、事実を知りショックだった。しかしながら、以前ならばそういった情報は、刑事公判の場で初めて知らされており、それに比較すれば大きな前進といえる)

- < 思い >

- ・ 遺族として、親として、全ての真実を出来る限り早く知りたい。

- < 支援 >

- ・ 被害者に対しては、刑事公判（の起訴状朗読）を待つことなく、出来る

限り早期に捜査等による事実を伝える。

2 - <大阪附属池田小事件における事実>

- ・ 警察が刑事事件の立証目的以外の捜査・調査と情報開示を実施した。
- <我々が体験した状況>
- ・ 事件現場に残った血痕の DNA 鑑定により事件以後不明であった娘の被害にあった概要がわかった。
- ・ 警察は刑事事件の立証を最優先する為、それ以外の捜査・調査と情報開示は行わない。しかし、今回、警察が DNA 鑑定を実施し、その結果を開示してくださった事により、親として娘の最期の様子をうかがい知る事が出来て、その後の被害回復に役立った。
- <思い>
- ・ 親として、遺族として、娘の最期の様子を知りたい。
- <支援>
- ・ 刑事裁判に必要な事、刑事事件の立証に必要な事以外でも事件や被害に関する捜査・調査と情報開示は被害者支援の観点にたって、被害者に対して可能な限り積極的に実施する。

3 - <大阪附属池田小事件における事実>

- ・ 起訴時、初公判開始前、毎回の刑事公判後、判決後等に遺族・被害者に対する刑事公判内容の説明会が開催された。
- <我々が体験した状況>
- ・ 2001 年 9 月の起訴時は池田警察署にて説明会、同 12 月の初公判開始前は検察施設にて 傍聴席の確保、 控え室の準備、 公判後の説明、 公判期日の連絡等の我々の要望を聞いて頂く機会を得た。以後、初公判から第 24 回刑事公判、判決の際は検察施設にて、検察官より遺族被害者に対して刑事公判内容の説明会が開催され、一般には理解し難い刑事公判内容も身近に容易に理解する事が出来て、被害回復に貢献した。
- ・ 同時に遺族に対して、検事・検察事務官等への連絡方法が伝えられ、いつでも質問等がある場合は大阪地検に電話すれば対応をしてくださった。
- <思い>
- ・ 娘に関わる全ての事を知りたい。分かりたい。(刑事公判に参加する、しないという以前に、公判内容をまず正しく理解したい。)
- <支援>
- ・ 起訴内容、刑事公判内容が被害者に理解出来る様、可能な限り説明会開催や刑事公判に関する資料・ビデオ等の作成を図る。

4 - <大阪附属池田小事件における事実>

- ・捜査時、公判時には警察・検察と遺族間でかなり良好な信頼関係が構築されたにも関わらず、2004年9月死刑執行後の連絡を受ける事が出来なかった。
- <我々が体験した状況>
- ・前述の検察による刑事公判説明会の際に、死刑判決確定後の死刑執行時に
はたとえ、電話の1本でも紙1枚でもいいから、何月何日に死刑を執行されたという連絡が欲しいとお願いしていた。しかし、結果的に死刑執行はマスメディアを通じて知り、検察からは連絡がなかった。
- <思い>
- ・刑事公判の開催期間のみが、遺族にとって情報開示を求める期間では無く、
結審・判決後の様々な節目において刑事公判後の動きについて知りたい。
- <支援>
- ・刑事公判の結審・判決後においても被害者に関わる法的情報は積極的に（遺族・被害者に対して）開示される。

12条 損害賠償の請求についての援助

- 1 - <大阪附属池田小事件における事実>
 - ・裁判によらない国からの補償を得た上に、謝罪 再発防止策 事件概要が明らかとなった。
 - <我々が体験した状況>
 - ・2002年3月から2003年5月まで計10回に渡り遺族と文科省との会合がもたれた。（裁判に比べ非常に短期間で、被害者の負担の軽減となった。）
 - ・その結果、2003年6月に国・大阪教育大学・文部科学省を相手に合意書を締結した。内容は、前文 謝罪 損害賠償 再発防止策 事件概要から成る。
 - <思い>
 - ・我々は文科省の安全管理義務を怠ったことに対する損害賠償だけ、国や文科省を糾弾することをめざしたのではない。あくまでも事件の真相解明と支援のあり方の反省、そして二度とこの様な事件を起さないための徹底した安全管理体制の構築を目指した。
 - <支援>
 - ・被害者が裁判によらない方法で損害賠償請求が可能な施策の検討。
 - ・例え、刑事裁判・民事裁判等で損害賠償が確定するとしても判決内容において事件の再発防止策等が盛り込まれる。

13条 給付金の支給に係る制度の充実

- 1 - <大阪附属池田小事件における事実>
 - ・我々は、犯罪被害者等の給付金による恩恵は受けておらず、日本体育・

学校健康センター（現 独立行政法人 日本スポーツ振興センター）の災害共済給付金により損害賠償の一部を補填されている。しかしながら、本災害共済給付金は、そもそも我々保護者の積立金によって運用されている。

- <我々が体験した状況> ・同上
- <思い>
- ・ 自らの積立金によって、国から災害給付金として支給される事、また、犯罪被害に巻き込まれたに関わらず犯罪被害者等の給付金を受け取れないのは、違和感が残る。
- <支援>
- ・ （給付金の支給に係る制度の充実）

14条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

- 1 - <大阪附属池田小事件における事実>
- ・ 我々を支えた支援者らの支援の大半は個人的財政負担で行われた。
- <我々が体験した状況>
- ・ 一部の支援者また、ある一定の期間の支援においては支援者に対する適切かつ正当な活動資金援助（交通費の支給）がなされた。しかし、我々に対する支援の大半は被害者および支援者の個人負担で行われた。
- <思い>
- ・ 支援者に対して適切かつ正当な財政援助がなされるべき。
- <支援>
- ・ 国または地方自治体等により犯罪被害者の支援者に対しても財政援助がなされる制度・仕組みづくり。

15条 安全の確保

- ・ 上申書における個人情報が我々の知らぬまま、被疑者側の弁護士を通じて被疑者までに届き、刑事公判において大いに傷つけられたばかりか、安全も脅かされた。

16条 居住の安定

17条 雇用の安定

- ・ 刑事公判の傍聴に対してのみならず、謝罪や再発防止を求めた文科省に対する活動においても何ら雇用は保証されず、自ら雇用主に対して申請～交渉が必要であった。犯罪被害者として傍聴等を必要とする際など犯罪被害者の権利を行使する場合、法律によって雇用の保証がなされるべ

き。

18条 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等

- ・ 刑事公判において証人として発言する際、担当検事と念密な打合せを実施する事が出来、現行裁判において証拠としての扱いではあるが、満足を得る事が出来た。
- ・ 刑事公判において証人として発言する際、事前の打合せにおいては個人名を出さない旨で合意していたが、実際には宣誓した際、裁判長から個人名にて本人確認がなされ、安全の確保（被害者保護策）が脅かされた。

19条 保護，捜査，公判等の過程における配慮等

- 1 - <大阪附属池田小事件における事実>
 - ・ 警察調書・検察調書は、生活状況にあわせて夜間に自宅へ警察官・検察官が訪問してくださって聴取をした上で作成された。
 - <我々が体験した状況>・同上
 - <思い>
 - ・ 突然の事故で子供を喪ったショックや悲しみ、そして自宅に殺到した報道陣により外出もままならぬ状況下において、こうした支援は実にはありがたかった。
 - <支援>
 - ・ 被害者自らが警察署・検察庁に出向き、聴取・調書作成に応じる事が困難と判断された場合には、特別な対応を検討・実施する。

20条 国民の理解の増進

21条 調査研究の推進

22条 民間の団体に対する援助

- ・ 国または地方公共団体から十分な資金援助を実施した上で、その条件として民間被害者支援組織の質、活動内容の向上を図る様、組織基準、支援者の資格制度などを設定する。

23条 意見の反映及び透明性の確保

以上